

# 宇治市福祉有償運送運営協議会

## 会議録要旨

### 第 1 2 回

令和 2 年 1 1 月 6 日（金）開催

於 宇治市生涯学習センター第 2 ホール

# 第12回宇治市福祉有償運送運営協議会会議録要旨

令和2年11月6日(金)

於 生涯学習センター第2ホール

## 1. 協議会次第

- (1) 交通政策課長あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 会長選出
- (4) 副会長選出
- (5) 宇治市における福祉有償運送事業に関する状況について
- (6) 更新登録について
- (7) 運送の対価の変更について

## 2. 更新事業者

特定非営利活動法人 生活よろず相談所たよりになる輪

## 3. 出席者(委員9名、事業者1名)

会 長	安藤 和彦		
副 会 長	藤本 一幸		
委 員	島崎 貴士	上田 智之	中原 ヒデ子
	金澤 重之(代理:上浦 大輔)		石原 宏武
	星川 修	久下 伸	
事 業 者	佐々木 浩二郎		

## 4. 欠席委員(0名)

なし

5 . 説明のために出席した者 ( 3 名 )

交通政策課長 井上 宜久 交通政策課係長 西岡 信彦  
交通政策課主任 小倉 寛朗貴

6 . 傍聴者 0 名

7 . 庶 務

交通政策課主任 木村 謙斗 交通政策課囑託 松下 順子

## 第12回宇治市福祉有償運送運営協議会

令和2年11月6日(金)

宇治市生涯学習センター第2ホール

### 【開会】

#### (1) 交通政策課長あいさつ

本日は、福祉有償運送事業を行われております1つの事業者の更新登録に関しまして、ご協議をいただきたいと考えております。

本市におきましても少子高齢化が今後も進展することが将来人口推計からも顕著に現れており、1人で移動が困難な方の移動手段の選択肢の1つとして、本事業が担う役割は益々重要になってくるのではと考えております。

委員の皆様には、様々な見地からご意見をいただきたいと考えております。

#### (2) 委員紹介

事務局より委員を紹介。

### 【議事】

#### (3) 会長選出(安藤会長)

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領第4条第2項に基づき島崎委員が安藤委員を推薦し、全委員了承及び本人了解を得る。

#### (4) 副会長選出(藤本副会長)

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領第4条第4項に基づき会長が藤本委員を指名し、全委員了解及び本人了解を得る。

## ( 5 ) 宇治市における福祉有償運送事業に関する状況について

### 《事務局による説明》

本協議会では、「福祉有償運送の必要性」「旅客から収受する対価」「運送の区域」「旅客の範囲」が適切であるかをご議論いただくこととなっております。

福祉有償運送は、NPO法人等が要介護者や身体障害者等の移動制約者でかつ会員登録した方だけを輸送するもので、本協議会で関係者の合意が必要となっております。

宇治市における65歳以上の人口、福祉有償運送対象者延べ人数は、ともに年々増加しています。

利用者が支払う料金として比較した場合、タクシー事業者と福祉有償運送事業者に大きな差はありませんが、運賃のみを比較した場合は、タクシー事業者のおおよそ半額程度となっております。

### 《委員からの質問や意見》

**委員**：会員のなり方やこういった方が利用されておられるのですか。

**事務局**：それぞれご利用したい方が各事業所に申し込みを行い、要件に該当していれば利用をされています。

**事業者**：本事業所では運送事業以外も実施しており、まずは会員になっていただいています。その上で年会費をいただきそれに基づき各事業の利用をしていただいています。運転者も会員になっていただき、会員同士の助け合いで事業を実施しています。

**委員**：事業を何か実施していて、その中で運送の要望があって実施しているのですか。それとも移動手段だけで会員になられるのですか。

**事務局**：本来の趣旨としては、本事業所の事業に賛同いただくことが前提となっております。会員には利用者以外でもなることはできますが、利用を希望される方は必ず会員になっていただき、その上で運送の利用者はその他の要件を満たしてもらう必要があります。

**委員**：原則として1車両につき1名の輸送とありますが、複数名輸送することはありますか。

**事業者**：特例として実施したことがあります。何かのイベントがあった場合に複数名乗車し同じ場所へ輸送したケースがあります。原則複数乗車は行っておらず、数年に一度程度はあるため、事業所でも検討の必要があるのではないかと話をしていますが、基本は実施しないものとしています。

## (6) 更新登録について

### 《事務局による説明》

個人情報を含む資料は事前に事務局で確認を済ませ、資料には内容を記載しています。それ以外の申請書類は、写しを配布しています。

### ～ 特定非営利活動法人 生活よろず相談所たよりになる輪 ～

保有している車両は全部で9台あり、その内法人所有の2台が車いす対応車となっており、その他7台については運転者の持ち込みとなっております。また、車両台数が5台以上となることから運行管理の責任者の要件を備えることが必須となり、その要件を備えていることを示す資料として、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する基礎講習の修了証書もご提出いただいております。運転者は10名おられ、利用者の会員登録者は102名おられます。利用者負担金については、基本的には時間制運賃制度で、最初の10分は200円、以降10分おきに100円が加算されます。

## (7) 運送の対価の変更について

### 《事務局による説明》

運送の対価として10分ごとに300円徴収されているものを5分ごとに200円に、運送の対価以外として、待機料金を10分200円から5分100円に、予約料を市内300円、市外500円から市内外共に200円に変更され、予約料については名称を初乗り料金に変更されます。また、新たに乗降介助料金として400円を徴収される予定です。

タクシー運賃との比較については、約5 km、約20分の運行であればタクシー運賃が1,740円、たよりになる輪が1,000円(内200円は運賃以外)、約10 km、約30分の運行で、タクシー運賃が3,260円、たよりになる輪が1,400円(内200円は運賃以外)であり、タクシー運賃の概ね1/2の範囲内に収まっていることが分かります。

#### 《委員からの質問や意見》

**委員**：運送対象について、特に知的障害者の登録が4人とかなり少ないですが、以前と比べて減少しているのですか。減少しているのであればその原因はどういったものですか。

**事業者**：もともと居宅事業での外出支援を活用されることが多かったが、イベント等が減少しており、ここ数年利用がないため一度抹消させてもらっています。また、施設入所者が増加しており、今年については新たに利用される知的障害者がおられませんでした。決して受け付けていないということではありません。

**委員**：私の記憶では、過去一年ほどで3名ほど知人が利用しておられたと記憶しているが、それ以外で1名しか利用されていないのですか。

**事業者**：音楽会等の送迎や、龍谷大学で開催されている事業に参加している人がおられましたが、卒業されたり保護者が送迎をされるようになって昨年あたりから利用をされていないと把握しています。

**委員**：10分300円から5分200円に変更することにより、運賃は値上がりとなり、長時間の利用では金額が高くなりますが、一般的に利用される時間は概ねどれくらいですか。

**事業者**：主な利用は市内の利用が多く、時間は10分から20分の利用が多い。京都市内や大阪方面への移動等、特別な移動が長時間となります。

今回の料金変更の趣旨として、運転会員の不満解消と料金体系が把握しづらい面もあったため、整理を行うこととしました。移動についても、10分の利用でもそれなりの距離を輸送でき、一番利用がある20分の利用では市外への輸送も可能となり、市外料金も発生しています。また、5分以内での移動も増加している状況もあるため、市外料金の廃止や10分単位から5分単位の運賃とし、利用者の負担を抑えるように変更を行いたいと考えています。

**委員**：整備管理者の持込車両への関わりはどのようにしていますか。

**事業者**：基本的には自己管理でお願いしており、運行の報告書に整備項目と体調管理のチェックを設けて、運行毎に提出をいただいています。また、不定期に連絡や面談を行っています。

**委員**：運送の対価が5分となっていますが、利用者が準備をして乗車するまでにはどれくらいの時間がかかっているのですか。

**事業者**：基本的には乗車から降車までの時間で料金を加算しています。その前後については、乗降介助料金でいただきたいと考えています。

**委員**：運転者講習会の内容はどのようなものですか。また、免許は普通免許でいいのですか。あと、更新はいつ付けとなるのですか。

**事務局**：講習会については、本日、出席いただいている委員が実施されているので、そちらから説明をいただきたいと思います。

免許については、資料1の表にある通り、白ナンバーでの運送となっており、普通免許での運行が可能となります。また、二種免許を持っている方でも運行は可能です。

更新日については、資料2-1に添付している登録証の写しに記載されているとおり、有効期限が平成32年12月18日までとなっているため、それまでに手続きをいただく必要があります。

**委員**：講習会については、国交省認定の福祉有償運送運転者講習会を開



催します。これについては、470分の講義実施が必要となり、1日半で実施をしています。内容は、実技と座学を行っています。また、一種免許で2年以内に事故を起こした場合は講習を受講することができないため、その確認も申込時に行っております。昨年度は、4回開催し90名程度の参加がありました。その他、福祉有償運送とセダン等運転者講習がセットとなっており、二種免許を持っている方についてもセダン等の福祉車両の講習が必要となります。

### 【事業者への承認】

「特定非営利活動法人生活よろず相談所たよりになる輪」の更新登録について全員一致で承認。

### 【閉会】

#### 《会長総括》

**会長**：安全・安心、そして心よく利用できるような事業をしていただきたいと思います。また、特に今、コロナが問題となっておりますが、事業者や利用者が何か対策をされているのですか。

**事業者**：コロナ対策としては、運転者についてはマスクを常備すること、また、車の中にアルコールを配布し消毒を徹底するようにしています。利用者については、強制はしていないがマスクをして乗っていただくようお願いしており、乗車後は座席をアルコールでの消毒を行っております。

事業所に依頼している内容としては、運転席と乗車スペースと隔てるカーテンのようなものが出てきています。国等の補助があるとも聞いていますので、配備ができないかどうか検討をしています。

**会長**：最近ではコロナのことが話題にあり、その件についてもこういう

事業で出てこないように、十二分に配慮をしていただきたいと思います。